

Client Alert

15 June 2026

日本語版に関する お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



長谷川 匠
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9540
takumi.hasegawa@bakermckenzie.com



藤原 総一郎
アソシエイト
+81 3 6271 9707
soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com



高波 巧
アソシエイト
+81 3 6271 9453
taku.takanami@bakermckenzie.com

米国商務省産業安全保障局、先端コンピューティング輸出規制の継続を明確化

米国商務省産業安全保障局（Bureau of Industry and Security、以下「BIS」）は、2026年5月31日、輸出管理規則（Export Administration Regulations、以下「EAR」）に基づき、先端コンピューティング関連品目をいかなる国に所在する需要者向けの輸出であっても、当該需要者がグループD:5国（中国を含む）又はマカオに本社を置く企業である場合、又は当該需要者の最終親会社がこれらの地域に所在する場合には、引き続き輸出許可が必要であることを明確化するガイダンスを公表した。本ガイダンスは、2025年1月に公表され、当該品目に関して世界的に広範な輸出許可要件を課していたAI拡散ルール（AI Diffusion Rule）を2025年5月にBISが執行しない方針を公表したことを踏まえ、既存の2023年11月施行の当該品目に係る輸出許可要件が、現在も適用されるかについて、業界からの疑問に応えたものである。

要約すると、本ガイダンスは、2025年5月のAI拡散ルールを執行しないとする方針は、ECCN 3A090.a、4A090.a及び関連する.z品目について、①輸出／再輸出／移転先がグループD:5国又はマカオ以外であり、かつ②当該需要者がこれらの地域に本社を置くものではなく、またその最終親会社もこれらの地域に本社を置くものでない場合に限り適用されること（すなわち、輸出許可が必要でないこと）を明確化している。

2023年11月施行の輸出許可要件への回帰

問題となっている輸出許可要件は、2023年11月17日に、最終需要者規制としてEAR § 744.23(a)(3)(i)の下で初めて施行されたものであり、先端コンピューティング関連品目（ECCN 3A090.a及び.b、4A090.a及び.b、並びにこれらを組み込んだ関連.z品目等）の全てに適用されるものである。これらの品目については、「グループD:5国に該当する仕向地又はマカオに本社又は最終親会社が所在する」（“headquartered in, or whose ultimate parent company is headquartered in, either Macau or a destination specified in Country Group D:5”）企業に対する輸出／再輸出／移転について、当該企業の所在地を問わず、BISからの輸出許可が必要とされる。当初、「最終親会社」が一社に限定されるのか、複数社存在し得るのかについて疑義が生じたが、本ガイダンスはこの点について明示しておらず、むしろ、「グループD:5国又はマカオに本社を置く、又は最終親会社（ultimate parent companies）がこれらの地域に所在する企業」（“entities headquartered in or that have ultimate parent companies headquartered in Country Group D:5 or Macau”）と言及し、疑義を残したままとなっている。

2025年1月には、AI拡散ルールにより、より機微な3A090.a及び4A090.a品目について、従来の最終需要者規制（§ 744.23(a)）から仕向地規制（§ 742.6(a)(6)(iii)(A)）へと転換され、世界的に広範な輸出許可要件が課された。しかし、2025年5月にBISがAI拡散ルールを執行しないと公表したことにより、上記の最終需要者規制による輸出許可要件へと実質的には回帰し

英語版アラートに関する お問い合わせ先



Alison Stafford Powell
Partner
Palo Alto office
+1 650 856 5531
alison.stafford-powell@bakermckenzie.com

たことになる。なお、本ガイダンスには明示されていないものの、ECCN 3A090.b、4A090.b 及びこれらを組み込んだ関連する品目についても、同様の輸出許可要件（引き続き § 744.23(a)(3)(i) に基づく）が適用される。したがって、輸出許可例外が適用される場合を除き、これらの品目の取引については引き続き BIS からの輸出許可を取得する必要がある。

データセンター関連事業者の実務上の対応

本ガイダンスでは、データセンターの「善意の事業者（bona fide operators）」が EAR に従い適切に行動しているものの、本ガイダンスに反して ECCN 3A090.a、4A090.a 及び関連する品目を取得してしまった可能性がある場合について、一定の安心材料を示している。

該当する事業者は、BIS から別段の通知があるまでの間、当該品目の使用、保管、処分又は保守を継続することができると定められている。これは、該当する「善意の事業者」に対して、一般禁止規定 10（General Prohibition 10）に関する一定の適用例外を定めるものと解されるが、「善意の事業者」という用語について BIS は定義を示しておらず、データセンター業界における複数の事業主体を含み得るものと考えられる。

また、実務上の運用として、新規顧客の受入れ、能力容量の拡張、又はサービス内容の変更等を行う際には、「善意の事業者」としては、引き続き EAR 上の各種義務及び BIS が過去に公表したガイダンス（2025 年 5 月 13 日付の「AI モデルの訓練に使用される先端コンピューティング集積回路その他の品目に対して適用され得る規制に関する BIS ポリシーステートメント」等）に従って、義務内容の評価を行うべきである。

AI 拡散ルールの現状

本ガイダンスは、BIS が、AI 拡散ルールの廃止意向に伴い公表した AI 拡散ルールの不執行方針の実施のために必要な米国議会及び会計検査院長官に対する通知手続を完了していないとする米国政府説明責任局（Government Accountability Office : GAO）による決定の直後に公表されたものである。AI 拡散ルール施行前の規定に基づく輸出許可要件は、GAO による今回の手続的な不備の指摘によって影響を受けるものではないが、本ガイダンスによって、現状適用のある主要な規制内容が明確化されたといえる。

詳細やご質問等については、弊所の国際通商グループまで照会されたい。

本アラートの詳細（英語）については、以下のリンクを参照されたい。

- [BIS Clarifies That License Requirements for Advanced Computing Items to Country Group D:5- and Macau-Headquartered Entities Remain in Force Despite AI Diffusion Rule Non-Enforcement - Global Sanctions and Export Controls Blog](#)